

**経済財政諮問会議**
**議 事 録**

(平成 17 年第 6 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2005 年 3 月 25 日(金) 17:32~18:30
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

|      |        |                                    |
|------|--------|------------------------------------|
| 議長   | 小泉 純一郎 | 内閣総理大臣                             |
| 議員   | 細田 博之  | 内閣官房長官                             |
| 同    | 竹中 平蔵  | 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)                  |
| 同    | 麻生 太郎  | 総務大臣                               |
| 同    | 谷垣 禎一  | 財務大臣                               |
| 同    | 中川 昭一  | 経済産業大臣                             |
| 同    | 福井 俊彦  | 日本銀行総裁                             |
| 同    | 奥田 碩   | トヨタ自動車(株)取締役会長                     |
| 同    | 本間 正明  | 大阪大学大学院経済学研究科教授                    |
| 同    | 吉川 洋   | 東京大学大学院経済学研究科教授                    |
| 臨時議員 | 尾辻 秀久  | 厚生労働大臣                             |
| 同    | 村上 誠一郎 | 内閣府特命担当大臣(規制改革)<br>構造改革特区・地域再生担当大臣 |
|      | 宮内 義彦  | 規制改革・民間開放推進会議議長                    |

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
  - (1) 規制改革、構造改革特区について
  - (2) 社会保障制度の一体的見直しについて
  - (3) 新地方行革指針について
3. 閉会

(説明資料)

- 構造改革特区の改善策について(村上臨時議員提出資料)
- 構造改革特区の現状(村上臨時議員提出資料)
- 平成 17 年度「重点検討分野」について(宮内規制改革・民間開放推進会議議長)
- 規制改革・官業開放のために(有識者議員提出資料)
- 尾辻臨時議員提出資料

資料 1 社会保障制度の改革について(参考資料 中長期的な医療費適正化の取り組み)

資料 2 民間 4 議員提出資料「経済規模に見合った社会保障に向けて」(2/15) についての考え方

資料 3 中医協の在り方の見直しについて

資料 4 社会保険庁改革について

○社会保障制度改革について（有識者議員提出資料）

○新地方行革指針による地方行革の推進（麻生議員提出資料）

---

---

（本文）

○議事の紹介

（竹中議員） それではただいまから、今年第 6 回目の経済財政諮問会議を開催いたします。

○規制改革、構造改革特区について

（竹中議員） それでは、今日の議題ですけれども、まず、村上大臣と宮内議長においでをいただいております、規制改革と構造改革特区についての御審議をいただきます。

その後、尾辻大臣がいらっしやいまして、社会保障制度の一体的見直しについて、最後に新地方行革指針について御審議をいただきます。

牛尾議員は、今日は御欠席でございます。

なお、本日は 1 時間という非常に短い時間でありますので、いつもよりも増して効率的な議事をお願い申し上げます。特に資料に基づく御説明は申し訳ございませんが、極力短めをお願いを申し上げたいと思います。

それでは、規制改革、構造改革特区につきまして、まず村上大臣からよろしくお願いたします。

（村上臨時議員） すみません。まず最初に「構造改革特区の改善策について」というペーパーがありますので、それを見ていただきたいと思います。

まず 1 ページ目の資料、昨年の諮問会議で民間議員の皆さんからいただいた御指摘です。

次の 2 ページ目を見ていただきたいと思います。その検討した結果が 2 ページ目でございます。まず、特区本部の下の構造改革特区のための「有識者会議」を開催しまして、重点検討項目の選定及び検討を行っていただきます。有識者会議のメンバーについては、特区について知見のある特区評価委員会の委員の皆さんをお願いしたいと考えています。この有識者会議での議論の上、意見をとりまとめでいただき、それを踏まえて、政府として新たな規制改革の対応について、特区本部で決定したいと思います。

また、特区提案の実現のための努力を継続するのは重要でありまして、来年以降の対応方策については、今回の結果を検証して検討していきたいと考えております。

次に 3 ページ目をおめくりいただきたいと思います。現在、想定している重点

検討項目の選定、検討の方法です。これまでに実現していない提案のうち、社会的、経済的意味があるものを選定することが重要だと考えておりますので、有識者会議で提案者などの関係者からヒアリングを行っていただければよいと思っています。また、その際、規制改革・民間開放推進会議の協力を得ながら進めていただければと思っています。

次に 4 ページ目をめくっていただきたいと思います。4 ページ目は今後のスケジュールでございます。4 月に「有識者会議」で議論を開始して、8 月頃に意見をとりまとめて本部長に報告していただき、9 月頃には政府としての方針を特区本部で決定したいと思っています。

5 ページ目は検討の視点として、特区が規制改革の突破口として役割を果たすとともに、地域が「自主、自立、自考」の精神で活性化するように検討がなされることを期待しております。

なお、6 ページから 7 ページ目は前回御説明もしたのですが、実はピラミッドの半分近くは現行法で可能又は事実誤認であり、また対応できないものには、例えば公序良俗に反するというものや、高速道路の速度制限をなくすものというような、合意形成が困難ものも含まれております。

次に 2 番目に、「構造改革の特区の現状」という資料がありますので、これを見ていただきたいと思います。この構造改革の特区の現状について、1 ページ目をお開きください。この構造改革特区制度が動き出して 2 年半が経過しました。これまでの農業、教育、医療といった分野への株式会社参入をはじめ、従来難しいとされた分野における規制改革を進めてまいりました。

また、3 月 28 日に官邸で行われる認定式で、新たに 74 の特区が認定され、合計で 549 特区になります。なお、一番下に記載しておりますが、刑務所業務の民間委託や、いわゆる公設民営学校を可能とする特区法の改正法案を今国会に掲出しています。

次に 2 ページ目をおめくりいただきたいと思います。これは主な分野別特区計画の認定状況であります。1 番目に国際物流・産業活性化分野では、三重県四日市の特区でコンビナートの建て替えが可能になりまして、5 年間で 700 億の設備投資を引き出すことができると見込まれています。

それから農業分野では農業分野への株式会社等の参入による特区が 71 に上る予定です。先日総理にも会っていただきましたけれども、建設業、土木業の仕事をなさっている皆さん方が、農業参入に特区を活用するケースが増えています。

教育分野では株式会社が学校を設置する特区は 22 に上る予定です。群馬県の太田市の英語が教育を行う特区では、市と民間が協力した小中高一貫教育が来月開校します。

3 ページを飛ばしまして、4 ページを見ていただきたいと思います。4 ページは特区の全国展開であります。現在までに 46 の特例措置の全国展開が本部決定されるなど、着実に進んでおります。

5 ページ目は特区制度の PR についてであります。カブトムシ特区のように、

特区での規制改革の提案者が実は農家のお百姓さんでありました。このように誰でもできることにつき、依然として誤解がありまして、民間事業者に対して引き続き周知徹底していくことが重要だと考えております。

最後に特区の成果については、ここにあります「特区は宝の山」という最新版をつくりましたので、後で御覧いただきたいと思っております。

特区制度を推進するために、今後とも妥当性のある提案や緊急性のある特区提案については、私自身が関係大臣と折衝するなどして、政治的リーダーシップを発揮して実現を図っていきたいと考えています。

それから後ほど、宮内議長さんから御説明いただきますが、規制改革・民間開放について若干説明します。

次に規制改革・民間開放について御説明いたします。

平成16年度 of 取組の締め括りとして、本日閣議で規制改革・民間開放推進3か年計画の改定を決定しました。昨年 of 当会議でも御議論いただいた混合診療の解禁、それから中医協の改革、市場化テストといった重点課題についても計画の中に盛り込んであります。市場化テストにつきましては、来年度はモデル事業を実施するとともに、本格的な導入のために法案作成等の作業を進めていくこととなります。このため、体制整備として4月1日に内閣府の市場化テスト推進室を設置します。中央省庁、地方自治体、民間から約15名の人材を集めて、精力的に取り組んでいきたいと考えています。

また、混合診療、中医協改革につきましても、昨年末の閣僚折衝で合意した内容が確実に実施されるよう引き続き注視し、必要に応じ働きかけ等を行ってまいります。

さて、規制改革・民間開放の今後の課題ですが、推進会議においては、既に議論を開始していただいております。私は次の世代が生き残っていくためには、我々の世代が財政、経済、教育の立て直しに、責任を持って取り組む必要があると考えております。その意味で規制改革・民間開放の面においても、官業のスリム化、効率化につながる市場化テストの導入、医療・教育分野の規制改革といった課題は引き続き重要と考えております。さらに経済活動の基盤となる情報通信、金融、土地利用等の分野の改革にも力を入れていきたいと考えております。

今後とも推進会議と協力し、規制改革・民間開放推進を最大限努力してまいりますので、諮問会議の皆様方に御支援よろしく申し上げます。

(竹中議員) 宮内議長お願いします。

(宮内議長) それでは、その次に私の名前で出させていただきましたペーパーがございます。表紙をおめくりいただきまして、初めのページからまいりますと、これは本年度、ただいま大臣のお話にございましたように、新たな推進体制といたしまして、規制改革・民間開放推進会議と推進本部が発足いたしまして、規制改革・民間開放という名前が示しますとおり、個別規制の改革にとどまらず、官業改革というところまで取り組むことができました。

具体的には3つの分野につきまして重点的に取り組んでまいりました。1つは

ただ今ございましたように、市場化テストについてでございます。ガイドライン、モデル事業を決定いたしました。これは来年度に、4月からでございますが、実施される予定でございます。

2つ目は個別官業の民営化について。国等の事務事業のうち、給付、徴収業務、公的施設管理等の36事業についての民間開放、こういうことをやってまいりました。

3つ目は、ただいま御指摘がございました主要官製市場では、特に医療分野。中医協改革、あるいは混合診療などに成果が得られたと思います。これはやはり、総理のリーダーシップと当諮問会議との連携、あるいはこの規制改革・民間開放推進本部による大臣折衝など、色々な方法を用いまして成果を上げることができたと思います。この場をお借りいたしまして、総理はじめ御担当の村上大臣にも大変お世話になりました。厚く御礼を申し上げます。

それでは、来年度からのことでございます。次のページを御覧いただきたいと思っております。来年度は大きく分けて3つの取組を行いたいと考えております。1つ目がここがございます「横断的な制度整備」等でございます。来年度の最大の課題でございます市場化テストの他、個別の官業の民営化等の継続的検討、第一次答申で提言し、この度閣議決定されました通知・通達等による裁量行政にある規制の見直し基準の策定、こういうものの検討を行いたいと思っております。

市場化テストにつきましては、既にモデル事業実施に向けて準備が進められておりまして、村上大臣のお話にございましたように、市場化テスト推進室が設置予定で、市場化テスト法案作成が最重要ミッションになるかと思っております。

1枚おめくりいただきたいと思っております。市場化テストのモデル事業は、本格的導入の是非を判断するものではなく、試行的に実施し、その成果を法案に反映させるためのモデル事業であるという点が重要ではないかと考えております。

今回のモデル事業を選定しましてわかりましたことは、実は法律がないままに進められているということでございますので、さまざまな限界、問題点が生じております。今回のモデル事業では、例えばハローワーク、社会保険庁という、これまで民間開放が難しかった組織について、一部の事業でございますが開放される。これは一定の評価ができると思っております。

しかし、その両組織とも法改正などの大幅な規制改革を伴うような事業は、実は対象にできなかったわけでありまして。監視機能などを用い、法的根拠のある第三者機関というものがまだ存在しておりません。その結果といたしまして、モデル事業におきましては、官が入札に参加しないという事態が生じております。これはある意味で官の不戦敗みたいなものでございますが、市場化テストの大きな目的でございます民間開放だけでなく、民間と競争することによる官の効率化、こういうものを実現する機会が最初から放棄された、そういう結果になっております。

市場化テストにより官自身が効率化すれば、言うならば、デフレなき財政再建も可能であると考えますが、このためには市場化テストの法制化、強力な第三者

機関の設置というものが、やはり不可欠であろうかと思えます。

同時に当諮問会議でも御議論されておりますが、公務員の出向、配置転換等の円滑化されるような制度改革も必要であろうかと思えます。来年度中に法制化を図るということが必要であろうかと思えます。

次のページを御覧いただきますと、私が申し上げました平成17年度以降のスケジュールでございまして、市場化テスト推進室による法制化、第三者機関の設置というようなことが来年度の課題かと存じます。

次のページを御覧いただきたいと思えます。次は3つの項目のうちの2つ目の「横断的重点検討分野」でございまして。これは従来各省庁別で縦割りの検討を我々も行ってきただけでございまして、国民生活に密接にかかわる分野であって、複数の省庁に関係するテーマ、こういうものにつきましては、横断的な視点を持って取り組む必要がある。これは現在の縦割り省庁のとおりで取り組んでいきますと、かなり難事でございますので、内閣主導で行っていただくという必要があるかと思えます。

具体的テーマといたしまして、「少子化」というテーマで括りました。多様化する育児、働き方などに対応する規制制度を改革すべきと。こういう観点でございます。

2つ目は、「生活・ビジネスインフラの競争促進」。ちょうど今、話題になっております放送と通信の融合という問題もそうでございますが、縦割り行政の下では、適切なルールが未だに整備されていないという弊害が、例えばIT、エネルギー、環境、そういう分野にございます。そういう点を検討したいと思えます。

最後は「外国人の移入・在留の問題」でございまして。グローバル化の進展により避けられない、ここには多岐にわたる問題を抱えております。これの制度整備等を検討したいということでございまして。これらの各重点分野の具体的な重点検討事項を早急に会議といたしまして、選定したいといしふう考えているところでございまして。

資料7ページでございまして。これは3つ目の第3点でございまして、個別重点分野で長年検討を進めてきました官製市場改革のうち、特に重要性が高い医療、教育、農業等を重点分野として、厳格なフォローアップあるいは新たな課題の検討を推進する必要があるかと思えます。

これは例示でございまして、医療分野では混合診療とか、中医協改革、医薬品の一般小売店販売、教育ではバウチャーなど、保護者、生徒が多様な主体を選択できるようにする。あるいは農業、土地・住宅では農地を含めました土地利用の在り方、あるいは農協の改革など、こういうことが検討対象になろうかと思えますが、現在、この内容につきまして、会議で進めているところでございまして。これまでも規制改革は内閣主導により推進されてまいりましたが、来年度検討する市場化テスト、あるいは横断的重点分野の検討など、これはやはり内閣以外にできない分野ではなかろうかと思えます。

医療、教育、農業などハードコアの課題が出てきたということを考えましても、

より一層の内閣によるリーダーシップをお願いしたいというふうに思っております。

最後のページは昨年同様、集中受付月間ということで推進するというのと、ただいま村上大臣のお話がありました特区との連携によりまして、この規制改革を進めていきたいということでございます。

徐々に大きな問題に取り組んでいるという感じがしております。そういう意味で一層の御協力をお願い申し上げたいと思いますし、私どもも一生懸命やらせていただきたいと思っております。

私からの報告は以上でございます。

(竹中議員) 民間議員から資料の提出がございます。奥田議員お願いします。

(奥田議員) 民間議員ペーパーの「規制改革・官業開放のために」ということについて御説明いたします。

以下の4点に取り組むべきであると考えております。

まず1つ目でございますが、官業のスリム化、効率化、これを徹底的に行う仕組みとして、市場化テストは非常に有効であると考えておりますが、今後の最大の課題は、この市場化テスト法を17年度中に作成して、国会に提出することだと思っております。

これについては規制改革・民間開放推進会議の報告を受けて、諮問会議においてもしっかりと審議して、法案に向けての基本指針を「基本方針2005」に明示するということが必要になる。そういうことでございます。また、国だけではなくて、地方においても市場化テストを進める必要がございますので、総務省と連携をとりながら推進をしていただきたい。このように思います。

2つ目でございますが、推進会議には17年度の重点事項を早急に御検討いただきたいと思っております。そして、その改革の方向、これも「基本方針2005」に明示すべきであると考えております。長年課題となってきました医療、教育、農業、こういった官製市場開放につきましては、引き続き強力な取組が必要であるということでございます。

3つ目は推進会議には中医協の根本的改革が実現するように、「中医協の在り方に関する有識者会議」の議論を注視していただきまして、規制改革推進会議が必要に応じて提言をするということをお願いしたいと思っております。

最後に構造改革特区につきましては、規制改革の突破口としての本来の機能が十分に発揮されるように、重点事項の選定を行うということが望ましいと思っております。

先ほど村上大臣から御提案のございました有識者会議には、新規の提案も含めて重要事項の選定を行うように機能強化すべきである。このように考えております。

私どものペーパーは以上でございます。

(宮内議長) ぜひ、そのように当会議への御支援を心からお願いしたいと思います。

(村上臨時議員) 最後に中医協なんですけど、これはなかなか厳しいところがありま

すので、ウォッチングとサポートをよろしくお願いいたします。

(竹中議員) それでは市場化テストの法制化について、17年度中の法案作成、国会提出に向けて努力いただきたいという民間議員の提案がございました。村上大臣、宮内議長、ぜひ、この方向に向けての御尽力をお願い申し上げます。

(村上臨時議員) できる限り可及的速やかに努力を一生懸命させてもらいます。

(小泉議長) 官の不戦敗ってどういうことですか。

(宮内議長) 結局、市場化テストは官がやっていることをイコールフットイングで見て、民間と一緒に入札して、官の方が効率が良ければ、引き続き官にやってもらいたいということ인데、民間ばかりが応募してきまして、官からはやりたいという声が出ませんので、モデル事業は民間の中から一番有利なものを選んでやってもらうということになるわけです。

(小泉議長) 出てこない。

(麻生議員) 官でやってもいいと言っても、官はやってはいけないんでしょうと、思っているところが圧倒的に多いんですね。

(宮内議長) それから、今の法律のもとではできないところがあるんです。例えば、ハローワークなんかでも、今の職業安定法ですか、あれではできないというところもあつたりして、法制化が伴わないと、やはりモデル事業では官が手を挙げるということになかなかならないので、やはり法制化ということに伴うということが一番重要である。

(小泉議長) できないと思っているのか。

(麻生議員) 今は法律的にできない。

(宮内議長) 出来ない部分もあるわけなんです。

(竹中議員) それでは、この問題につきましては、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

それでは尾辻大臣においでをいただきまして、社会保障の一体的改革でございます。大臣、まず御報告をお願い申し上げます。

(構造改革特区・地域再生担当大臣、宮内規制改革・民間開放推進会議議長退室)

(尾辻大臣入室)

## ○社会保障制度の一体的見直しについて

(尾辻臨時議員) それでは4点御報告を申し上げます。

1つ目が「社会保障制度の改革について」。それから2点目が民間議員の皆さん方の提出なされた資料に対する考え方について、3点目が「中医協の在り方の見直しについて」、4点目が「社会保険庁の改革について」でございます。

それぞれ今申し上げた順番で、資料1、2、3、4になっておりますので、これは今日は詳しくは申し上げませんので、後ほどお目通しをいただきたいとふうに思います。

それではまず「社会保障制度の改革について」申し上げます。社会保障制度の適正化に向けた具体的な取組ということになりますと、大きくは年金、介護、医



療になります。

年金制度については、昨年度の改革で相当厳しい見直しを実施しておりますし、特にマクロ経済スライドなどを入れておりますので、将来の見通しでも経済の伸びと調和のとれた伸び方になっておると考えております。

介護保険につきましては、今国会に改正法案を提出しております、これから御審議いただいたくわけでありませうけれども、予防重視型システムへの転換でありますとか、施設給付の見直し、在宅ケアの重視等により給付の適正化を進めていく予定でございます。

問題は医療でございます。今後もさらに適正化の努力が必要でありまして、このためには保険者の再編・統合、高齢者医療制度の創設などともに、長期、中期、短期の医療費適正化に全力で取り組んでいかなければならないと考えております。

そこでもう少し詳しく、この医療制度の問題、改革について申し上げておきたいと思っております。医療制度改革を考えますときに最も重要なのは、これは国民皆保険制度、これは日本の宝の 1 つだと思っております、堅持をしていくべきでございます。そのために今日までも自己負担割合の引き上げなど、ときに厳しい改正を累次にわたってやってきました。

しかし、自己負担の見直しなどによる手法というのは、やはりどうしても限度がございまして、その効果というのは過去の数字を見ても、一過性のものにとどまらざるを得なかったところでございます。したがって、医療費の伸び自体を適正化していくためには、構造的な取組が不可欠であるということになります。

今私どもが考えておりますのは、1 つには生活習慣病対策の推進、2 つには医療機能の分化・連携、平均在院日数の短縮といったようなこと。それから 3 番目には、地域における高齢者の生活機能の重視といったような取組を一体的かつ計画的に行っていくことが基本となります。

もちろん、今申し上げたのは中長期的な取組であります、これらとともに公的保険給付の範囲の見直しなど、短期的に効果のあらわれる取組についても、今後、医療制度改革のとりまとめを行っていく中で、引き続き幅広く検討を行っていきたいと考えております。

さらにもう少し申し上げますと、医療費の地域差には相当大きなものがあります。よく言いますが、老人医療費の都道府県別 1 人あたりの数字をみると、全国平均が 75 万円ですけれども、これに大きいところ、小さいところの県で見ますと、±15 万円になるわけでありまして、すなわち、老人医療費の 1 人当たりのコストが一番低いところは 60 万円、一番高いところは 90 万円と、このぐらいの差があるということでございます。

こうしたことを考慮いたしますと、医療費適正化は地域ごとに関係者が協力して、医療の地域特性に応じた取組を推進していくことが必要ということになります。また、この取組を促すために、保険料の水準を地域の医療費水準に見合ったものとしていくことも必要でございます。このために保険者の再編・統合を進め、

都道府県単位を軸とした保険運営としていくこと。また、地域における医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画、これは全て都道府県が行うことになっておりますから、こうした3計画の見直しと合わせ、新たに医療費適正化計画を作成することにいたします。これらにより、強力に医療費適正化を進めていくことといたしたいと考えております。

そこで保険者の再編・統合ということに触れましたけれども、その関連で政管健保の改革について一言申し上げておきたいと思っております。これはまた、同時に後ほど申し上げます社会保険庁の改革とも絡む問題でもございます。政管健保は保険料が全国一律であるために、受益に応じた保険料負担になっておりません。また、地域に応じた医療費適正化対策や保険事業が不十分と指摘をされてもおります。そのために国から分離するという考え方を含め、保険者機能が十分発揮されるよう抜本的に改革をしていくつもりであります。

先ほどちょっと申し上げました生活習慣病対策などの中長期的な医療費適正化の効果につきましては、資料の1の15ページで粗い算の結果はお示しをいたしておりますので御覧ください。

今後、具体的な方策を進める中で精査をしてみたいと思っておりますけれども、2025年度には国民医療費、医療給付費ともに1割以上の縮減効果があり、医療給付費の対国民所得比は10%を下回るということで、相当の効果を見込んでおります。こうした取組とともに、短期的に効果のあらわれる取組も申し上げましたように、改革全体の検討の中で行っていきたいと考えております。

2点目は、民間議員の提出されました資料に対する考え方について、簡単に申し上げておきたいと思っております。2月15日の御提出のペーパーに対する考え方につきましては、前回と重複する部分もございまして、詳しい説明は省略をいたします。1つだけということで申し上げておきたいと思っております。

医療費などの伸びにつきましては、5年間程度の実績と何らかの支障とに乖離が生じた場合には、必要な制度の見直しを行うような仕組みをつくるべきとの御提案でございました。必要なサービスを患者に保障するという医療保険の目的を踏まえますと、過度にサービス等を削減することになるような見直しは現実的ではないと考えております。

何らかの指標を定めることにつきましては、実績と指標との乖離が大き過ぎるものにならないような、適切な指標が設定できるのか、また調整のための実行可能で適切な手法が現実にあるのか、それから調整を行った場合に、国民の適切な受診や円滑な医療提供に支障を及ぼさないかといった問題があると考えます。

私としては、医療費の適正化は今日最も重要な課題と考えておまして、医療費適正化の構造的な取組をぜひ実現するため、その具体的な力を注いでまいりたいと考えております。

あわせて安定的で持続可能な医療保険制度の構築に向けまして、新たな高齢者医療制度の創設や保険者の再編・統合などとともに、より短期的に効果のあらわれる取組についても引き続き検討していきたいと考えております。

このように医療保険改革の全体像を議論している状況でございますので、今のこの状況のもとで御提案のような仕組みをつくることの適否を決めることは適当でないと考えております。

最後に全体的に一言申し上げますと、社会保障の規模を考える際、経済財政との調和という視点は、もちろん重要でございますけれども、経済財政を建て直すためという考え方だけが先行して、社会保障について、給付抑制ありきで議論されることには率直に違和感を覚えるところでございます。

社会保障は経済にとって負担とのみとらえられがちであります。実際は国民の安心を支えるという我が国の基本的枠組を支えると同時に、有効需要の創出、雇用や経済活動の増大、円滑な職業移動や社会の安定などにも貢献している面もあることは忘れてはいけなと考えます。

また、欧州諸国における社会保障の規模は、それぞれの経済の規模との対比で言えば、日本のそれを大幅に上回っておりますが、必ずしも、それら欧州諸国の経済活力が損なわれているということではありません。

厚生労働省としては、社会保障給付の適正化に全力を傾けてまいりますけれども、政府全体としては、同時に日本経済の足腰を強め、少子高齢社会における社会保障負担などに耐え得るものにしていく努力も必要ではないかと考えております。

次に中医協の在り方の見直しについてでございます。申し上げますように、資料 3 でございます。

簡単に申し上げます。有識者会議は、これまで既に 2 回開催してございまして、実はまだ皆さん事情をよく飲み込んでおられないということもございましたので、私自身が座長を務めながら論点の整理をいたしてございまして、この 2 回で論点の整理は終わりました。

今後の予定としては、次回が 4 月 12 日に開催をする予定でございまして、実は宮内議長にもお越しをいただいて、中医協の在り方についてのお考えをお聞かせいただく予定でございまして。

議論は私どもも急ぎたいと思っております。有識者会議の検討状況については、「骨太の方針 2005」にも反映できるように、随時私の方から、この経済財政諮問会議には御報告をさせていただくつもりでございまして。

それから最後に社会保障の改革についてでございます。資料は 4 でございます。

社会保障庁につきましては、組織の在り方については御案内のように官房長官のもと有識者会議において御議論をいただいております。既に、現行の社会保障庁の存続を前提としないこと、国民の信頼を回復するためには、どのような組織とすべきかという観点を重視すること、この 2 点を基本的な視点として議論が進められてございまして、今後 3 月 31 日でございまして、新しい組織のグランドデザインを整理いたします。そして、最終的なとりまとめを 5 月に行うということにいたしております。

有識者会議においては、かねてあらゆる議論を例外としないと幅広い検討をお願いしますとも申し上げ、またそのとおりに行われておるところでございますから、その結果をいただいて抜本的な組織改革を断行してまいりたいつもりであります。

以上、余り時間がないと思われましたので、急いで 4 点について申し上げます以上であります。

(竹中議員) ありがとうございます。それでは、民間議員ペーパーにつきまして吉川委員をお願いします。

(吉川議員) それでは、私から「社会保障制度改革について」という民間 4 議員の名前が書いてある紙を御説明いたします。時間の制約もありますから、ポイントを絞って御説明いたします。

1 番目が社会保障給付費の伸び率の管理について。この点については、2 月 15 日の会議でも申し上げましたが、社会保障制度の持続性を担保するためには、我々が提案してきたように、明確な数値に基づいた具体的な取組が不可欠である。これを改めて強調したい。

この点については、経緯がありますので、若干コメントをさせていただきます。前回の会議でも申し上げたとおり、とりわけ医療の施策については、先ほど尾辻大臣からも御説明があったような、きめ細かいミクロの制度設計が必要だということは我々も十分認識しているわけでありまして、マクロの数字はミクロの積み上げとして決まってくる。しかし、それを数年ごとに予め決めたマクロの指標、つまりは経済のサイズですが、それと付き合わせて全体の管理がうまくいっているかどうか、チェックした方がいい。それをやらなければ、到底ゴールは達成できないだろう。「マクロの管理」というのは、そういう意味合いなんだということをお知らせして、私どもとしては尾辻大臣にも、この点を御理解をいただいたのではないかと考えていたのですが、その後、厚労省の資料等では機会あるごとに「機械的に GDP にリンクした制度改革というのは不適當」ということが述べられているものですから、我々としては大変残念だと思っております。

議論をスムーズに進めるためには、尾辻大臣が前回正確に御理解されたことを前提にして進めるべきだと我々は考えているわけです。本日の御説明は、我々の主張に対する正確な理解に基づいて御説明があったとは思いますが、私どもが理解したところでは、要するに「厚労省として、こうしたマクロの指標と数年ごとに付き合わせることは適當でない。少なくとも、現状でそういうことをするのは不適當」ということであつたと思う。これは繰り返しになりますが、制度としては私たちの資料にも書いてあり、また、尾辻大臣も先ほど縷々説明されたように、例えば、生活習慣病の改善、入院、あるいは医療保険の範囲の見直し、医療費の地域差などをきめ細かく見直して、医療費の適正化を図る必要がある。そのことに私たちは全く異論はありません。それで正しいと思います。

ただし、医療費の適正化は最も重要な課題だと大臣もおっしゃっているわけですが、「適正化」という言葉を使う以上、何か物差しがあつて、その物差しとの比較において、過大であるとか、過少であるということを議論するわけであつて、

物差しなしで、とにかく適正化という言葉だけで議論を進めていくのでは、結局、物事をあいまいにしてしまうのではないか。このように我々としては考えているわけです。

言葉は乱暴ですが、厚労省の資料を拝見すると、「我々一生懸命勉強しますから見守ってください、しかし試験を受けるのは嫌だ」と言っているようだ。やはり、数年に 1 回、試験を受けることが必要なんじゃないか。それがゴールを達成するために重要なことなのではないか。説明責任という点から言ってもそれが必要なのではないか。

これも前回申し上げましたが、GDP というのは 1 つの提案であって、そのことに私どもは固執しているわけではございません。公的医療費の推移を比べる何かマクロの指標が必要だということを申し上げているわけで、むしろ、厚労省にお願いしたいことは、GDP という指標に、もし異議があるということであれば、それにかわるような何かベターなマクロの指標を提案していただくということにあります。こうしたことが議論を建設的に進めていく 1 つのステップになるのではないか。このように考えております。これが第 1 点です。

2 番目、医療制度改革については、これは先ほど尾辻大臣から詳しく御説明がありました。医療制度改革は 2001 年以降の基本方針でも述べられているわけですが、その完全実施の工程を「基本方針 2005」に入れることが必要である。電子カルテ、電子レセプトの問題等は、とりわけ進捗が遅れている。

3 番目、社会保険庁の改革については 2 点挙げております。1 つはガバナンスの強化のために、外部民間による監視・監査を行うこと。2 つ目は先ほども議論がありました市場化テストを全面的に導入する。このことが望ましい、こういうことであります。

最後に 4 番目、中医協の改革。これは大変に重要な改革であります。現在、有識者会議で議論を進められている、そのスケジュールを前倒ししていただいて、基本的な方針を、これもまた「基本方針 2005」に明示するべきだ。このように言っております。

以上です。

(竹中議員) 大臣にお答えいただく前に、どうしても御発言のある方いらっしゃいますか。本間議員。

(本間議員) 手短に 3 枚目のところ。我々のペーパーの 3 枚目に「国民医療費の構造」というものを掲げております。我々が 1 つのマクロ的な指標として GDP 等を掲げておりますのは、この費用構造に着目をした場合に、かなりマクロの共通項が連動するということが一目瞭然だろうと思って、ここの資料を出させていただきました。

例えば、医療サービス従事者、これは 5 割近くあるわけでありまして、これは要素の分配、国民所得に対応するわけでありまして、これはマクロと連動する。さらには「経費・その他」のところ、賃貸料、支払利息等も、これまた要素分配のところに関係をしております。医薬品あるいは医療材料、委託費等につ

いても、産業構成上、かなり経済構造と密接に関連しておりますので、それぞれを関連づけていくということになれば、必ず GDP とマクロの経済成長等との関係というものが出てくるわけでありまして、高齢少子化に伴う高齢化の費用増大の部分のところのプラスアルファをどのように適正化するかというような議論の組み合わせの中で、我々と厚生労働省との間の会話は十分成立するものであらうと考えております。

(竹中議員) よろしゅうございますでしょうか。手短かに奥田議員お願いします。

(奥田議員) 資料 2 の 2 ページの上段の(4)の中に一番最後のところで、「総額の目安を決め、制度改革や効率化を図るべきである」という表現がありますが、これが民間議員として最も重要な主張であります。

(竹中議員) それでは、まとめて尾辻大臣お願いできますでしょうか。

(尾辻臨時議員) まず、大きく指標を決めることと、それに対してどういう照らし合わせをしていくかというお話でありますけれども、再三申し上げておりますように、私どもも特に医療費の伸びを抑制しなければならないということは繰り返し申し上げておりますし、いろんな努力をしたいということも申し上げておるところでございます。

ただ、それを具体的にどういう指標にするかということで、いろいろ御議論がありますから、まず、その辺のことを、先ほどは我々に見つけろという話でもありましたけれども、「例えば」という言い方では我々も非常に議論はしづらい、今の骨太の方針にも「例えば」という枕詞で書いてありますけれども、その辺のところをもう少しきっちり言っていただきたい。議論するのならば、そういうところから議論をさせていただきたいとも思いますし、その後、5年程度の期間を対象に実績と指標を照らし合わせというのは、それはそれでわかるんですが、それでは、その5年間の毎年毎年はどういうことにするのかというようなところの具体的なお話もいただかないと議論がしづらいと思いますので、そういうことを申し上げておきたいと思います。

したがって、今後の議論を、そういったところから詰めさせていただければと思っておるわけでございます。

あと、具体的に1つはっきり申し上げられることは、中医協の改革については議論を前倒しにしますということは申し上げましたから、先ほど申し上げましたように、随時御報告を申し上げて、骨太の方針に、有識者会議の答えが最終的にきっちり間に合うかどうかは別といたしまして、改革の基本的な考え方が「基本方針2005」に盛り込まれると言われるならば、それに間に合うような御報告だけは絶えずさせていただきたい、こういうふうに思います。

(竹中議員) よろしゅうございますか。要約ですけれども、今の伸び率の管理、マクロ指標の話が出ておりますけれども、マクロかミクロかという入口論を超えて、今日、尾辻大臣も何らかの指標が可能かどうか、調整の手段があるかどうかという御指摘でのお話がございましたので、ぜひ、これは民間議員にも厚生労働省にもより具体的な姿での御議論を進めていただきたいというふうに思います。

医療制度改革については、工程表という話もありましたので、ぜひ尾辻大臣にそうした御努力をお願いしたい。中医協については、今日の大臣のお話で前倒しをして、「骨太2005」に改革の方向性を折り込めるように努力するという前向きのお話をいただきましたので、本当にありがとうございます。そのような方向でお願いします。

社会保険庁改革につきましても、引き続き官房長官、尾辻大臣、村瀬長官の御努力をお願いするということかと思えます。

総理、よろしいですか。

(小泉議長) はい。

(竹中議員) それでは、大変今日は駆け足で申し訳ありませんが、どうもありがとうございます。

(麻生議員) 今日の議論は、これだけ別にきちんとやった方がいい。

(竹中議員) ぜひ、重要な問題ですので、またより具体的な議論に踏み込みたいと思います。それでは、新地方行革指針につきましても審議でございます。麻生大臣から御説明をお願いいたします。

(厚生労働大臣退室)

#### ○新地方行革指針について

(麻生議員) お手元の資料に5枚配ってあると思いますが、1枚だけのものを御参考にいただければと存じます。

地方公共団体において、平成9年において、地方行革指針というものに基づきまして、定員管理とか、給与の適正化とか、真面目に取り組んできたものなのですが、御存じのように、この10年間で地方公務員というのは約19万8,000人減っております。また、ラスパイレース指数は初めて100を切って、約3,000団体のうち93%の団体100未満ということになって、平均でも97.9と過去最低である。給与カットも約半分の1,400団体の総額がちょうど1,400億円ということになるんですが、組合との個別に交渉して給与の削減をやっておるという事実も踏まえた上で、それでも大阪市の話などが例だと思えますが、特殊勤務手当等々の問題があり、住民の目から見ても、これは改善すべき点は多々あると思えます。

総務省におきましては、昨年12月の閣議決定に基づきまして、新たな地方行革指針を、3月中に地方公共団体に提示します。

既に民間議員の方にその一部を御説明させていただいたと思えますが、行革をさらに進めていくことにしておりますが、その中身につきましては、簡単に言えば、5年間で過去4.6%純減をしておるんですが、それを上回る純減が必要との総務省の認識を示しました上で、平成17年度を起点として、平成21年度までの5年間の、具体的な行政改革の取組を明示しております「集中改革プラン」の平成17年度中の策定と公表を求めることにいたしております。

地方公共団体に対して、少なくとも平成22年4月1日の定員目標を明示した定員管理計画、特殊勤務手当を含めた手当の総点検をはじめとした給与の適正化、

民間委託の推進計画などを公表するように、具体的に明示しております。

加えて、地方公共団体を他の団体と比較対象がしにくいように出してくる傾向が多々ありますので、地方公共団体においては、この行革の推進状況を、他の同じような人口規模等々の団体と比較可能な指標を持って住民にホームページ等々で公開して、わかりやすく公表することを求めている。総務省におきましても、他団体の比較可能な形はこういう形ですとか、など色々な形で助言を行っていくという方向をいたしております。

以上です。

(竹中議員) ありがとうございます。もし御意見がございましたら。本間議員。

(本間議員) 大変意欲的な行政改革指針をおまとめいただきましてありがとうございます。

問題は、これをどういう具合に具体化し、成果を上げていくかだと思っております。期間が5年間ということになっておりますけれども、団塊の世代が退職するのは2007年度ぐらいから始まります。したがって、マーケットテストとか、行財政の効率化と人件費の問題を連動させるような形で成果を上げていくためには、前倒して実行をお願いできないかということが第1点であります。

それからもう1つは、この対象領域については、現場を見てまいりますと、隠れ人件費というのが結構いろいろな形で入っております。したがって、議会費や3セク等の問題も含めて、これを比較検証できるような状況をつくるために、ぜひ可視化できるプログラム化をしていただきたいという具合に考えております。

3番目でございますが、地方の行政改革における1つのネックは、情報公開が非常に遅れているということでございます。これもプログラム化の中で情報公開の比較可能なものをしていただくということでございますけれども、ぜひ、情報公開について、地方で積極的に推進するような体制づくりもお願いをいたしたいと考えております。

最後に、この総人件費の問題、御提案の中にございまして、平成11年から平成16年までの4.6%を今後も純減を目指すということになっておりますけれども、これが例えば地財計画における定員の2.3%減と連動していないということもございまして。事前的な計画のレベルと事後的な関係が大きく乖離しているような問題もございまして、地財計画あるいは地方交付税の三位一体の議論との関係もまた連動させながら御議論をいただけないかということでございます。

いずれにいたしましても、非常に新地方行政改革の指針、立派なものでございまして、できるだけ速やかにこれを実現していただきたいと思っております。

以上です。

(竹中議員) 麻生大臣。

(麻生議員) 来週3月29日に新地方行革指針を公表させていただく段取りにしている。1枚にまとめた資料に、特殊用語がいろいろとあるんですが、この「給料表の運用」というのは「わたり」のことを言っておりますので、そういった意味で、こういったことをきちんとやりたいと思っております。



今、ご指摘があったように、いわゆる団塊の世代というのは、こういうカーブでバタッと減ることになります。それが2007年から一斉に退職ということになりますので、その補充を如何に減らすかというところのやり方ということになる。ICTに置きかえる部分と補充を減らすという部分と2つであり、やるなら今とっておりますので、かなり激しいやつを出しております。地方がそこそこいけると思いますが、その部分をICTの技術、バックオフィスに関する技術と定年に達しました団塊の世代がごそっと増えますところで増やさないというところの2つだと思っております。

それから、1枚にまとめた資料の中にいろいろ書いてある中で大事だと思っておりますのは、下から2行目で「市町村への権限移譲」である。国から地方へかなりの権限委譲がなされたが、県がその分を市町村にどうするかというところは別の話であり、県と市町村は同じ地方でも内容がかなり違いますので、人件費などを含めまして、県は市町村に権限を委譲したんだから、その分人件費は減るはずだということは私ども言わなければいけない。したがって、簡単に言えば3兆円の審査をしなくなってよくなった財務省主計局は、その3兆円の審査分人件費を減らせという話まで、きっと本間先生の方でやっていただいているんだろうと思っております。

事務やら事業の再編・整理というところも、これもやっておかないと、今のままで人数を減らすのではなくて、「こんなに機械が進んだんだから、もっと減らせるはずだ」という業務内容の見直しをやらないと人も減らせないというところがございますので、全部突っ込みでやるとすると、かなり激しいことをやらぬといかんのかなと思っておりますので、いろいろフリクションは出てくるだろうと思えます。

今まで第3セクター等でしかできなかった体育館の管理等も民間委託ができるようになったということをまだ知らない者もたくさんおりますので、そういったところを含めて、きっちり御要望の線に沿ってやってまいりたいと思っております。

(竹中議員) よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この指針につきましては大変意欲的を指針であるという評価であったと思えます。民間議員からは5年間の計画であるのでできるだけの前倒しをお願いしたい等々ございましたが、麻生大臣におかれては、今の民間議員の発言等も踏まえまして、3月29日、さらにはその後のとりまとめや具体化をぜひよろしくお願い申し上げたいと思えます。

いずれにしても、公務員の総人件費の問題というのは、諮問会議の重点課題に今後なりますので、引き続きそういう観点からの議論を続けなければいけないと思っております。

(小泉議長) 要するに、これだよ。この1枚紙の新地方行革指針の最後の青い中の全部を「他団体と比較可能な指標をもって広く住民にわかりやすく公表」。これをやらないとわからないから。そうすればわかるよ。

(麻生議員) これが味噌なんです。人口についても、合併が始まっておりますので、従来 8 万人で、今、13 万人である場合、13 万人と比較するのか 8 万人と比較するかというとなかなか難しいところではありますので、そのところを詰めたところでやらなければいけないところだと思っております。

(竹中議員) よろしゅうございますか。奇跡的に 60 分で議論を終えることができました。本当に今日は窮屈で申し訳ありませんでしたが、御協力大変ありがとうございました。

(小泉議長) どうもありがとうございました。

(以 上)